平成２３年度

消費生活専門相談員資格認定試験

第１次試験　―問題と解答―

平成２３年度の第１次試験（択一式試験・論文試験）は、１０月１日（土）に全国２６会場で実施し、第２次試験（面接試験）は１１月１９日（土）～２７日（日）にかけ、全国５会場で行い、２４９名が認定されました。以下に平成２３年度の第１次試験の択一式試験問題と解答、論文試験問題を掲載します。

なお、択一式試験の解答用紙はマークシートを採用しています。

択一式試験

（2時間30分）

１．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① ２００９年度までに全国の消費生活センターが受け付け、PIO-NET に登録された消費生活相談の総件数の年度別推移を見ると、２００４年度を境にⓐ減少傾向を続けている。なかでも、ⓘ架空請求に関する相談の件数はピーク時に比べ大幅に減少している。

② ２００９年度までに PIO-NET に登録された消費生活相談について、支払い方法別に相談件数の推移を見ると、ⓐ個別信用購入あっせん取引の相談は減少傾向にあり、ⓘクレジットカードを利用した取引の相談が増加傾向にある。

③ ２００９年度までに PIO-NET に登録された消費生活相談について、契約当事者の年代別の割合を時系列で比較すると、契約当事者が３０歳未満の割合は、２００３年度を境にⓐ減少している。６０歳以上の割合は増加しており、２００９年度にはⓘ全体の約半数を占めている。

④ ２００９年度までに PIO-NET に登録された消費生活相談の過去５年間の相談件数の推移を見ると、未公開株、社債、各種ファンド、外国通貨などⓐ投資に関する相談が増加する傾向にあり、ⓘ「劇場型」や「被害回復型」などの手口も出現した。なかでも、未公開株に関する被害はⓤ３０歳代の給与生活者に被害が集中する特徴がある。

⑤ 消費者庁は平成２２年から「消費者ホットライン」を開始した。これは、㋐全国共通の消費生活相談の電話番号で、この番号にかけると㋑消費者庁の消費生活相談窓口につながり、相談が受けられる仕組みである。

⑥ 消費者基本法は、㋐消費者庁および消費者委員会の設置された平成２１年に消費者保護基本法から改正されたものであり、㋑消費者政策の基本理念および㋒国や地方公共団体、事業者の責務を定めている。

⑦ 消費者基本法では、㋐消費者の安全が確保されること、㋑商品および役務について自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること、㋒消費者の意見が消費者政策に反映されることなどが、消費者の権利であると宣言されている。

⑧ 消費者基本法では、事業者の責務として、㋐消費者の安全および消費者との取引における公正を確保すること、㋑消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること、㋒消費者との取引に際して、消費者の知識、経験および財産の状況等に配慮することなどが定められている。

⑨ 消費者庁は、㋐食品安全基本法、㋑金融商品取引法、㋒不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、㋓個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）について所管している。

⑩ 消費者安全法により、都道府県は㋐消費生活センターを設置しなければならないとされており、㋑市町村は設置するように努めなければならないとされている。また、都道府県は㋒苦情処理委員会も設置しなければならないとされている。

２．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

平成２０年から本格的に開始された消費者庁の創設に向けた議論の過程においては、消費者行政の一元化というスローガンが掲げられ、［　ア　］が官邸に設けられた。同年６月には、［　イ　］が閣議決定され、これに基づいて消費者庁の権限等の制度設計が行われた。

まず、消費者政策の企画・立案、他省庁との調整のための権限が消費者庁に与えられた。

また、表示・取引・安全に関する約３０の法律が、消費者庁の所管あるいは他省庁との共管とされた。とりわけ、表示に関する法律の多くが消費者庁の所管となった。これは、消費者庁の創設の議論のきっかけの１つが平成１９年に頻発した［　**ウ**　］であったことによる。

他方、安全に関する法律は、基本的に従来の官庁の所管のままにおかれたが、［　**エ**　］を消費者庁に一元的に集約して、分析し、素早く対応することを可能とする仕組みが導入された。これは、消費者庁の創設のきっかけの１つが［　**オ**　］への反省であったことによる。

消費者庁は、消費者被害の発生または拡大の防止のため、自らに執行権限のある法律上の措置を実施するだけではなく、他省庁にのみ執行権限のある法律による措置の実施によって消費者被害の発生や拡大の防止が可能なときは、そのような措置の実施を［　**カ**　］に基づいて、他省庁に対して［　**キ**　］することができる。さらに、消費者庁にも他省庁にも重大消費者被害の発生または拡大の防止のための権限のない場合(いわゆる法律のすき間事案)については、［　**ク**　］に対して一定の措置をとるべきことの［　**ケ**　］や命令、譲渡や使用を禁止することのできる独自の権限が消費者庁に与えられた。

消費者庁が上記のような権限を適切に行使していないときは、消費者委員会は、消費者被害の発生または拡大の防止のために［　**コ**　］に対して必要な［　**ケ**　］をすることができる。

【語　群】

1. 悪質事業者情報	2. 事業者	3. 勧告
4. 偽装表示問題	5. 建議	6. 個人信用情報
7. 消費者安全法	8. 中国産冷凍ギョウザ事件	9. 消費者基本法
10. 消費者行政推進会議	11. 都道府県知事	12. 消費者事故情報
13. 消費者政策会議	14. 多重債務問題	15. 内閣総理大臣
16. 消費者行政推進基本計画		17. 制限
18. 焼き肉ユッケ事件	19. 消費者基本計画	20. 要求

３．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

①　「京都議定書」において、日本を含む先進各国の温室効果ガス削減数値目標は、㋐１９９０年を基準年として㋑一律６％に設定されている。

② 平成１１年の産業構造審議会における報告書「循環型経済システムの構築に向けて」の中で、いわゆる「３Ｒ」への取り組みの必要性が提言され、現在では、企業やＮＰＯ法人、学校等の活動でその取り組みがみられる。この「３Ｒ」とは、㋐リバース（Rebirth）、㋑リユース（Reuse）、㋒リサイクル（Recycle）のことである。

③ 循環型社会形成推進基本法では、環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成について基本原則を定めているほか、㋐国、地方公共団体および事業者の責務を明確にしている。その一方で、㋑国民の責務については明確にしていない。

④ 環境省より発表されている一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成２１年度）によれば、平成２１年度までの全国のゴミ総排出量は、㋐近年減少傾向にある。また、ゴミの排出量を排出形態別で見ると、㋑生活系ゴミが総排出量の半分以上を占めている。

⑤ 家電リサイクル法では、消費者は特定家庭用機器廃棄物を排出する場合、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、㋐小売業者等に適切に引き渡し、その求めに応じ、㋑運搬や再商品化費用を支払うことにより協力しなければならないと定めている。

４．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 平成２３年３月１１日の東日本大震災・原発事故の発生のあと、首都圏等でペットボトル入り飲料水などが小売店の棚からなくなってしまう状況が生じた。これは大震災による物流の滞りや、購入できないかもしれないという不安から消費者の［　**ア**　］が起こったため、通常に比べて［　**イ**　］がかなり増加したことが原因と考えられる。また、ガソリンについてはなかなか購入できない状況がみられたほか、［　**ウ**　］の高騰もあって価格が上昇した。もともとガソリンは短期的には［　**イ**　］の価格弾力性が［　**エ**　］ため、［　**オ**　］の減少で価格上昇が起きやすい。なお、為替レートが［　**カ**　］になると、輸入価格の上昇は緩和されることになる。

② 経済産業省が発表した平成２３年３月の商業販売統計（確報）によれば、業

態別に見ると［　キ　］の販売額が前年同月比１５.４％の大幅減少、［　ク　］の販売額も前年同月比１.２％の減少となった。これに対し、［　ケ　］の販売額は前年同月比で９.１％の増加となった。これは　［　ケ　］では非食品の販売額が前年同月比２割以上の増加になったほか、［　コ　］の販売額が４.２％増加したことなどによる。

【語　群】

1. 電力料金	2. 買いだめ	3. 原油価格	4. 百貨店
5. 円高	6. 加工食品	7. 小さい	8. 買い控え
9. スーパー	10. 需要	11. 所得	12. 供給
13. サービス	14. 大きい	15. コンビニエンスストア	16. 円安

５．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 金融機関の信用力を見るための指標にはいくつか種類があるが、代表的なものとして［　ア　］がある。［　ア　］は、例えばＡＡＡやＡＡといった形で債務支払い能力を記号で表したものである。また、保険会社の保険金支払い能力を見るための指標として［　イ　］がある。［　イ　］は、２００％を超えることが健全性の目安とされている。これに対し、銀行経営の安全性の指標として［　ウ　］がある。［　ウ　］は国際的な業務を行う銀行では８％以上が必要とされている。

② あらゆる金融商品の中で満期における元本の安全性が保証されているとするものに、元本［　エ　］万円までの一定の銀行預金と国債がある。国債は価格が変動するため、満期償還以前に売却した場合、売却損が出ることもある。また、国債は価格が下がると利回りは［　オ　］するという特徴を持っている。元本の安全性が保証されていない金融商品は投資型金融商品といわれるが、その代表的な例は［　カ　］や［　キ　］である。［　カ　］は企業にとって返済義務のない資金調達手段でもあり、企業業績が［　オ　］すると予想されるとき、その価格は［　オ　］する傾向にある。［　カ　］を保有していれば、企業利益が増加した場合、利益還元としての［　ク　］も増加する傾向にある。［　キ　］は様々な投資家から資金を集め、それを［　カ　］や［　ケ　］などに投資し、運用成果を分配金や値上がり益という形で投資家に配分する仕組みを持った商品である。投資対象となる［　ケ　］には、

企業が発行するものや国が発行するもの、外国政府が発行するものなどがある。投資型金融商品の中には外国の［　**カ**　］や［　**ケ**　］に投資する商品もあるが、このような商品には［　**コ**　］リスクが存在する。［　**コ**　］リスクは外貨預金にも存在するリスクであり、一般的には円高になると元本に損失が発生する。

【語　群】

1. 為替	2. 下落	3. ランキング	4. １０００	5. 債券
6. 通貨	7. 株式	8. 利息	9. 格付け	10. 配当
11. 出資金	12. 自己資本比率	13. ペイ・レシオ		14. 上昇
15. ２０００	16. 総資産利益率	17. コマーシャルペーパー		
18. 投資信託	19. 証拠金取引	20. ソルベンシーマージン比率		

６．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 農薬の残留基準は㋐最大無毒性量（ＮＯＡＥＬ）を安全係数で割って設定される㋑１日耐容摂取量（ＴＤＩ）を下回るよう定められている。

② ㋐「砂糖不使用」、㋑「無糖」、㋒「ノンシュガー」という表示は、いずれも糖類を含まない旨の強調表示に該当するため、糖類を含まない旨の強調表示基準を満たす必要がある。

③ 遺伝子組換え原材料を使っていても、組み換えられたＤＮＡあるいはこれによって生じたたん白質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によっても検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示が免除される。その例には㋐しょうゆや㋑コーンスターチ、㋒大豆油（高オレイン酸遺伝子組換えを除く）がある。

④ 加工食品品質表示基準が平成２３年３月に改正され、原料原産地表示を要する食品群は、新たに㋐「こんぶ巻」、「黒糖及び黒糖加工品」が加わり、２２食品群となった。㋑さとうきびを絞ってそのまま固めたもののほかは「黒糖」と表示できないため、㋒消費者庁は「黒糖」と「黒砂糖」は同義ではない旨を明確化した。

⑤ 腸管出血性大腸菌の㋐潜伏期間は比較的長く、㋑ごくわずかの菌数でも血便

を含む下痢などを発症することがある。原因としては、㋒肉やレバーの生食や加熱不足が多い。

⑥ 「いわゆる健康食品」は「「いわゆる健康食品」摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針」において㋐１日当たりの摂取目安量、㋑摂取上の注意事項、㋒バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言などについての表示が規定されている。

⑦ 特定原材料には、アレルギーの㋐症例数が多い「小麦」、「乳」、「卵」、「えび」、「かに」と㋑症状が重篤な「そば」、「落花生」がある。㋒原材料に使わなくても混入する場合は「入っているかもしれません」と表示しなければならない。

⑧ 有機ＪＡＳマークは㋐化学肥料や農薬を一切使わない農産物にのみ付けられる。規格に適合した生産かどうかは㋑登録認定機関が検査する。㋒このマークがない農産物に、「オーガニック」の表示を付すと法律違反になる。

⑨ ビタミンＣは、㋐酸化防止剤として使用すると食品添加物としての表示が必要だが、㋑栄養強化の目的で使用する場合には食品添加物としての表示は省略できるとされている。

⑩ 葉酸を含む栄養機能食品は、㋐国への許可申請や届出は必要なく企業の責任で㋑「二分脊椎などの神経管閉鎖障害を持つ子どもが生まれるリスクを低減するかもしれません。」と表示できる。なお、㋒１日の摂取目安量を守るなどの注意喚起表示も必要である。

７．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

平成２１年に改正薬事法が施行され、一般用医薬品はリスクの程度に応じて［　ア　］に分けられ販売方法も規定された。そのうち第１類のものは［　イ　］が書面によって説明したうえで販売することとなっている。第２類等は新たな専門家である［　ウ　］がいる一定の店舗であれば購入できる。

医薬品については、適切に服用したにもかかわらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合には、［　エ　］に申請し、判定を受けたのち、救済が受けられる制度がある。

最近、[　**オ**　]加水分解物含有の石鹸は一定期間の使用で、場合により運動誘発性の[　**オ**　]アレルギーを発症し、アナフィラキシーを起こすことがわかり、被害者が多数出て回収となった。

【語　群】

1. 登録販売者	2. そば	3. 薬剤師	4. 販売管理者
5. ２分類	6. 医師	7. ３分類	8. 厚生労働省
9. 小麦		10. 医薬品医療機器総合機構	

８．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① クリーニング業法では、利用者に対する説明義務等として、㋐クリーニング料金の根拠となる標準的な洗たく物の処理方法を明示しなければならないこと、㋑洗たく物の処理方法等について説明するよう努めなければならないこと、㋒苦情の申出先を明示しなければならないことを定めている。

② クリーニング業法では、クリーニング業を㋐溶剤または洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品または皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることと定義しており、クリーニング所を㋑洗たく物の処理または受取および引渡しのための営業者の施設と定義している。㋒クリーニング所を開設しないで、車両を店舗として用いて洗たく物の受取および引渡しをする営業形態はクリーニング業者には該当しないと判断されている。

③ 家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程で繊維製品の品質に関し表示すべき事項とされているのは、㋐繊維の組成、家庭洗濯等取扱い方法、はっ水性、収縮率の４種類で、このうち㋑繊維の組成は、政令で定めた繊維製品のすべてに表示すべき事項となっている。また、表示に使用する㋒繊維の名称を示す用語には、指定用語を使用しなければならないことになっている。

④ 家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程により、㋐家庭における洗い方、塩素漂白の可否、アイロンの掛け方、ドライクリーニング、絞り方、干し方、タンブラー乾燥については、㋑取扱い絵表示を用いて、㋒日本工業規格（ＪＩＳ）に規定するところにより表示することになっている。

⑤ テトラクロロエチレンは、㋐ドライクリーニングに用いられている有機溶剤の一種で、㋑同じくドライクリーニングに用いられる石油系溶剤と比べると油脂を溶解する作用が強いため、㋒ポリウレタン樹脂を使用した合成皮革製品の洗浄には適さない。

⑥ ランドリーは、㋐クリーニングで行われている水洗いの一種で、㋑温水を使用して洗たくをすることから、㋒ドライクリーニングで残留する水溶性汚れの除去を主な目的に行われることが多い。

⑦ 洗たくしたワイシャツを乾燥せずに濡れたままプレス仕上げする方法を㋐商業クリーニングでは「濡れ掛けプレス」と呼んでおり、㋑衿やカフスなどの寸法変化がなく、㋒仕上げと乾燥が１つの工程で終了することなどの利点がある。

⑧ 分散染料は、㋐綿や麻などセルロース系繊維用の染料として一般的に使用されている。この分散染料には㋑熱によって昇華しやすくなる性質があり、㋒クリーニングでプレス機を使用することは分散染料を昇華させる一因になる。

⑨ クリーニング事故賠償基準では、㋐洗たく物について事故が発生した場合、クリーニング業者はその責任があるかどうかにかかわらず、被害者に対して補償することとなっているが、㋑クリーニング業者が、事故の原因の一部が他の者の過失に基づくことを証明したときは、賠償額の支払いを免れることができ、㋒事故の責任を負うべき者が、倒産等の事情により、その者に対する求償が事実上不可能であることをクリーニング業者が証明したときは、賠償額の一部をカットすることができるとされている。

⑩ クリーニング事故賠償基準による賠償額の算定に関する基本方式は、㋐洗たく物が着用に耐えないとして、クリーニング業者が品物を引き取る場合の賠償額を算定する方式を示したものである。背広上下など、２点以上を一対としなければその着用が著しく困難な物品を一対としてクリーニングに出した場合、㋑その一部にのみ損害が生じたときであっても、一対のもの全体を考慮して賠償額を算定することとなっている。

９．次の文章のうち、正しいものには〇、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 契約は、当事者の意思表示の合致によって成立する。しかし、㋐法律行為の要素に錯誤があった場合はその意思表示は無効であり、表意者のみならず、相手方や第三者もその無効を主張することができると解されている。錯誤による意思表示をしたことにつき、㋑表意者に重大な過失があったときは、無効の主張は原則としてできないが、㋒インターネットでの注文などの場合については、特別法によって特例がおかれている。

② 民法は、行為能力の制度を設けつつ、㋐制限行為能力者の保護を図っている。例えば、１８歳の未成年者が車を購入する契約をした場合において、未成年者がその契約につき㋑法定代理人の同意を得ていなかったときは、未成年者本人や法定代理人はその契約を取り消すことができる。成年被後見人が車を購入する契約をした場合、㋒後見人の同意を得ていたか否かにかかわらず、成年被後見人本人または後見人はその契約を取り消すことができる。

③ 私法上の規定の中には、㋐強行規定と任意規定がある。契約の当事者が、㋑強行規定に反する内容の特約を設けた場合、その特約は無効とされる。例えば、㋒民法第９６条の詐欺または強迫による意思表示の取消しに関する規定を排除する旨の特約は無効である。

④ 契約の㋐意思表示は、本人に代わって他の人が行うこともできる。代理によって本人に効果を帰属させるためには、その代理行為をする者に代理権があることが必要である。その代理権が㋑本人の意思によって与えられる場合を任意代理といい、㋒本人の意思によるのではなく、法律の規定または法律の定める手続によって与えられる場合を法定代理という。

⑤ 債権は、権利を行使することができるときから一定期間経過すると、時効により消滅する。㋐債権の一般的時効期間は１０年とされているが、商事債権については５年とされている。また、不法行為による損害賠償請求権については、㋑民法第７２４条により被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知ったときから２年間行使しないときは時効によって消滅し、さらに、不法行為のときから２０年を経過したときも、同様に消滅すると規定している。この２０年の期間は㋒除斥期間と解されている。

⑥ 多数取引の画一的処理のため、あらかじめ定型化された契約条項を一般に約款という。㋐消費者契約においては約款が用いられることが多いが、事業者間契約においても約款が用いられることがある。約款が当事者を拘束するための要件および法的根拠については議論があるが、判例には、保険契約における約

款に関して、㋑「約款による」との顧客の意思が推定されるとしたものがある。㋒消費者契約法は、消費者契約における契約条項のうち約款の不当条項のみを対象にして、不当条項規制の規定を設けている。

⑦ 取締規定とは、行政上の取締目的に基づき一定の行為を㋐禁止しまたは義務付けることなどを定める規定をいう。取締規定に反する契約がなされた場合、㋑その契約は無効とされ、㋒その違反者には行政処分等の制裁が科されるのが通例である。

⑧ 民法によれば、㋐当事者は債務の不履行について損害賠償の額を予定する特約を設けることができ、その場合、裁判所はその額を増減することはできないとされているが、消費者契約法第９条は、消費者の利益擁護の見地から、事業者が消費者に請求する場合に限って、損害賠償額の予定条項について効力を制限する規定をおいている。これによれば、㋑ホテルのキャンセル料を定めた条項は、そのキャンセル料が平均的な損害の額を超える限度で同条により無効とされ、また、㋒貸衣装の返却が遅れた場合の延滞料条項も、その延滞料が平均的な損害の額を超える限度で同条により無効とされる。

⑨ 特定の目的物の売買において、その給付された目的物に瑕疵（かし）があり、その瑕疵が「隠れた」瑕疵、㋐すなわち売主から買主に告げられていない瑕疵であったときは、買主は、民法の瑕疵担保責任の規定に基づいて、㋑売主の過失の有無を問わず、売主に対して損害賠償の請求をすることができ、その瑕疵のために契約をした目的を達することができないときは、契約を解除することもできる。㋒これらの権利は、買主が瑕疵を知ったときから１年以内に行使しなければならない。

⑩ 賃貸借契約における敷金返還請求訴訟において、判例は、㋐通常損耗等の補修費用については、賃料に含ませるなどしてその回収が図られているのが通常であるとし、㋑賃借人に通常損耗についての原状回復義務を負わせるのは、賃借人に予期しない特別の負担を課すことになるから、賃借人に通常損耗についての原状回復義務が認められるためには、㋒賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が契約書に具体的に明記されているか、その他の方法でその旨の特約が明確に合意されていることが必要だとしている。

１０．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤ってい

る箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 貴金属の買取業者が消費者の自宅を訪れ、貴金属のアクセサリーを買い取るから見せるよう長時間居座り強引に迫ったので、断り切れず手持ちのアクセサリーの買取りに応じてしまった。この場合、㋐特定商取引法の政令指定商品制が廃止されたので「訪問販売」には該当するが、㋑クーリング・オフの適用は困難である。㋒消費者契約法第４条による取消しは適用の可能性がある。

② 有料老人ホームの入居契約については、㋐前払金の保全措置は法制化されており、㋑入居日から一定期間内の解約申出について短期解約特例制度が法制化されたが、㋒標準約款は法制化されていない。

③ 融資を受ける際に保証人を自分で探せない個人のために、手数料を取って保証人を紹介する事業者（保証人紹介業者）は、㋐貸金業法によって登録を義務付けられてはおらず、㋑紹介した保証人が保証債務を履行しない場合、当然に連帯保証債務を負うものではなく、㋒契約時の書面交付義務も負わない。

④ 医師が行う脂肪吸引やシミ取りなどの美容医療サービス契約は、㋐特定商取引法の「特定継続的役務提供」に該当しないが、㋑キャッチセールスの方法で呼び止められて同行して契約すれば「訪問販売」に該当し、㋒インターネットの広告を見てクリニックに行って契約したときは「通信販売」に該当する。

⑤ いわゆるクレジットカードのショッピング枠の現金化は、㋐景品表示法の景品には該当しないと解されているが、㋑カード会員規約に違反する行為であり、㋒購入代金額と受取金額との差額を金利と考えれば、実質的には高金利貸付けの可能性がある。

１１．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

貸金返還請求、交通事故による損害賠償請求等の民事の紛争は、訴訟、仲裁、［　ア　］、和解（示談）、という手続によって解決することができる。［　ア　］では、相手方の［　ア　］期日への正当な理由がない不出頭に対しては過料の制裁があるものの、欠席者があると手続は進行しないうえ、相手方には合意するか否かの自由がある。これに対し、民事訴訟は［　イ　］な手続であり、被

告とされた者は、被告となることを拒絶することはできず、第１回口頭弁論期日に答弁書を提出せずに欠席すると、原告の主張を［　**ウ**　］したものとみなされ、敗訴判決を受けることがある。２回目以降の期日を欠席したときにも手続を進められてしまうこともある。

［　**ア**　］の申立て・訴訟の提起は、原則として被告の住所地を管轄する裁判所に対して行う。これを［　**エ**　］という。

高度な法的専門性を要求される民事訴訟においても、必ずしも弁護士等の訴訟代理人に事件の処理を委任しなければならないということはなく、弁護士報酬が原則［　**オ**　］の負担となるものでもない。

民事訴訟では、原告が申し立てた範囲内で審理が行われ、判決がなされるが、これを［　**カ**　］という。訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解も［　**カ**　］の現れであるといえる。審理にあたっては、争いの内容の中心である［　**キ**　］について、当事者が主張しなければ裁判所は判決の基礎とすることはできない。これに対し、裁判所が探し出してくれることになっている方式もあり、これを［　**ク**　］という。

［　**ア**　］調書に記載された約束の内容や［　**ケ**　］で命じられた内容が任意に履行されないときには、強制執行することができる。当事者は、確定した［　**ケ**　］の内容を再び争うことはできなくなる。

少額訴訟は、６０万円以下の金銭の支払いを目的とする訴訟につき［　**コ**　］で行われるが、裁量により［　**ケ**　］で分割払いや支払猶予を命じることができるため、履行の確保がなされやすい。

【語　群】

1. 簡易裁判所	2. 主要な事実	3. 任意的	4. 判決
5. 調停	6. 土地管轄	7. 訴訟指揮権	8. 依頼者
9. 職権探知主義	10. あっせん	11. 客観的な事実	
12. 了承	13. 処分権主義	14. 適正手続の保障	
15. 職分管轄	16. 地方裁判所	17. 決定	
18. 敗訴者	19. 自白	20. 強制的	

１２．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 消費者契約法は、㋐消費者と事業者との間の情報の質および量ならびに交渉力の格差にかんがみ、㋑事業者に一定の不当な勧誘行為があったことを要件と

して消費者に取消権を与え、㋒消費者の利益を不当に害することとなる一定の条項を無効としている。

② ㋐株式会社、㋑ＰＴＡ、㋒税理士個人は、常に消費者契約法第２条の「事業者」にあたる。

③ 消費者契約法は、事業者の主観的認識に関係なく、㋐不実告知、㋑断定的判断の提供、㋒不利益事実の不告知をいずれも消費者が意思表示を取り消すことができる事由としている。

④ 事業者が、㋐消費者契約法第４条第１項１号の不実告知や、同法第４条第３項１号の不退去をしたら消費者は意思表示を取り消すことができる場合がある。その場合、㋑不実告知では消費者側の事情が問題となるが、㋒不退去では消費者側の事情は問題とならない。

⑤ 消費者契約法第４条第３項２号の「退去させない」とは、㋐物理的な手段だけでなく、心理的なものでもよく、㋑必ずしも拘束時間が長時間にわたる必要もない。しかし、㋒一定の場所からの脱出を困難にさせる必要がある。

⑥ 消費者契約法第４条の取消権は、㋐誤認に気がついたときや困惑から脱したときから６ヵ月、または㋑契約締結の日から５年間の行使期間の制限があり、㋒この期間は民法よりも短縮されている。

⑦ いわゆる学納金訴訟最高裁判決において、入学辞退をした場合の学納金不返還特約は、消費者契約法第９条によって、㋐授業料部分のみならず、入学金部分についても無効とされた。また、消費者が返金を求めるには、㋑原則として３月３１日までに入学の辞退を申し出る必要があるとされた。

⑧ 不退去による取消しの場合の「当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示した」とは、明確に「帰ってくれ」と伝える場合だけでなく、㋐消費者が「時間がありませんから」などと時間の余裕がないことを伝えている場合、㋑「要りません」など契約を結ばない趣旨を消費者が明確に伝えている場合、㋒身振りで帰ってくれという意思を示した場合も含まれる。

⑨ 建物賃貸借契約における敷引特約は、㋐当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無およびその額等に照らし、㋑敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場

合には、㋒当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法第１０条により無効となるとする最高裁判決がある。

⑩ 消費者契約法に規定されている消費者団体訴訟制度によれば、適格消費者団体は、消費者被害の発生または拡大を防止するため、㋐同法に規定された事業者の一定の行為に対し、差止請求ができ、さらに㋑損害賠償請求もできる。また、㋒景品表示法と特定商取引法に規定された一定の行為に対しても差止請求ができる。

１３．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

住宅を取得する契約には、大別して、マンションや建売住宅を購入する［　ア　］と注文住宅を建築する［　イ　］とがある。取得した住宅に欠陥があったときは、被害者は、直接の契約当事者である売主や工事請負人に対して、契約上の責任である［　ウ　］に基づき、修補請求や損害賠償請求ができる。建売住宅を購入した場合のように、買主と建築工事を行った施工業者との間に直接契約関係がない場合でも、買主は［　エ　］を追及することによって、直接施工業者に損害賠償を請求できる。このように［　エ　］は、直接契約関係がなくても追及できるので、買主と直接設計監理契約を締結していない設計者や監理者などを相手方とする場合の請求の根拠とすることができる。

損害賠償請求が認められる損害の範囲は、［　オ　］の範囲内の損害であるとされている。裁判例で認められているのは、補修費用のほか、補修期間中引越が必要ならば引越費用と仮住居費用、建築士の調査費用などである。被害の程度にもよるが、被害者の精神的苦痛を理由に［　カ　］を認めた裁判例も少なくない。注文住宅が新築されて注文主に引き渡されたが、欠陥の程度が著しく、技術的、経済的にみても、建て替えるほかはないと認められるときは、［　キ　］が認められるとするのが最高裁の判例である。

このような住宅の［　ウ　］に基づく損害賠償請求については、民法上の時効や除斥期間による権利行使の期間制限があり、また契約上短縮の特約がなされていることも多い。しかし、消費者保護の見地から、［　ク　］という法律によって、新築物件の瑕疵のうち、構造耐力上主要な部分と［　ケ　］については、引渡し後［　コ　］の［　ウ　］が義務付けられた。

【語　群】

1. 契約解除	2. 慰謝料	3. 懲罰的賠償	4. 売買契約
5. 工作物責任	6. 説明責任	7. 請負契約	8. ２０年間
9. 相当因果関係	10. １０年間	11. 不動産媒介契約	12. 不法行為責任
13. 事実的因果関係		14. 雨水の浸入を防止する部分	
15. 宅地建物取引業法		16. 委任契約	
17. 瑕疵担保責任		18. 建替費用相当額の損害賠償請求	
19. 耐火性能に関する部分		20. 住宅の品質確保の促進等に関する法律	

１４．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 特定商取引法（以下、特商法という。）における「通信販売」とは、販売業者等が所定の方法により売買契約等の申込みを受けて行う㋐商品もしくは指定権利の販売または役務の提供であって、電話勧誘販売に該当しないものを意味する。インターネット上の取引も、省令第２条の定める㋑「情報処理の用に供する機器を利用する方法」で申込みを行う取引である。個人がネットオークションを通じて自己所有の商品を販売する場合も、㋒その多寡にかかわらず常に通信販売に該当することになる。

② 連鎖販売業における統括者または勧誘者は、店舗等によらないで連鎖販売業を行う個人との契約の締結について勧誘するに際し、商品の種類・性能や特定負担などについて㋐故意に事実を告げず、または不実のことを告げる行為をしてはならないとされるが、一般連鎖販売業者については、㋑故意に事実を告げないことについての禁止規定はない。これに対し、連鎖販売取引についての契約を締結させるため、人を威迫して困惑させることは㋒統括者・勧誘者のみならず一般連鎖販売業者についても禁止されている。

③ 一週間にわたりホテルの会場を利用して呉服の展示会販売を行う事業者と展示会場で呉服の購入契約を締結した場合において、㋐パーティーへの招待のように告げながら、パンフレットに極めて小さな文字で「新作商品をお勧めする即売会があります」と記載したのみであったような場合や、㋑販売員が消費者に強引に商品を使用させて勧誘した場合、㋒勧誘に際して、消費者の履き物を隠すことなどによりその場からの消費者の退出を妨害した場合などは、いず

れも、商品を陳列し、消費者が自由に商品を選択できる状態だったとはいえないため、その契約はいわゆる店舗外取引として訪問販売に該当する。

④ 折り込みチラシを見て外壁塗装工事契約（工事金額１００万円）を締結しようと決意した消費者が、その事業者に電話をかけて自宅で契約を締結した場合、その事業者には特商法に基づく㋐書面交付義務はなく、契約から２日たった時点であっても消費者は㋑クーリング・オフはできない。また、事業者が突然自宅を訪れて、見積書を作成するとともに消費者の方から後日電話をさせる約束をとりつけ、消費者がこの約束に基づいて電話をし、事業者に来訪を要請して、その電話に基づく事業者の来訪時に自宅で外壁塗装工事契約を締結した場合にも、消費者は㋒クーリング・オフができない。

⑤ 生活保護者向けのいわゆる無料低額宿泊所の利用サービス等の提供を行っている事業者が、公園で路上生活をしている人に声をかけ、その場で無料低額宿泊所の利用に関する契約を締結した場合、㋐「指定役務制」が廃止された特商法改正後においては㋑クーリング・オフ規定が適用される可能性がある。事業者が公園で声をかけたのち、利用者を事業者の事務所に同行させて事務所で契約を締結した場合、㋒クーリング・オフができる余地はない。

⑥ 「高収入を得られる仕事を紹介する」との広告を見て、その事業者と軽貨物運送の代理店契約を締結するとともに、運送の仕事に必要であると言われて、その事業者と軽自動車の購入契約を締結した個人は、法定書面交付日から㋐２０日以内であればこれらの契約を㋑クーリング・オフできるのが原則である。しかし、その個人が貨物軽自動車運送事業の経営届出を行い、その際届出書に営業所の住所を記載していた場合には、実際にはその住所で実質的な事業を行っていなかったとしても㋒クーリング・オフはできない。

⑦ 宅地建物取引業法上の宅地建物取引業者が消費者に突然電話をして投資用マンションの勧誘を行い、後日、自宅に赴いて売買契約を締結した場合、消費者は㋐特商法に基づくクーリング・オフはできないが、事業者には㋑同法に基づく書面交付義務はある。宅地建物取引業の登録をしていない不動産業者が同様の勧誘を行った場合には、消費者は㋒特商法に基づくクーリング・オフができる余地がある。

⑧ 高校を卒業した浪人生のみを対象とした学力の教授を内容とする契約は、㋐特定継続的役務提供にはあたらない。これに対し、浪人生と高校生が混ざったクラスを対象とする学力の教授を内容とする契約は、㋑特定継続的役務提供にあたり得る。この場合、受講者が支払う金額は㋒５万円を超える必要がある。

クーリング・オフ期間は㋓８日間である。

⑨ 従来、ある商品について過量に至らない量の商品を購入していたところ、今回、訪問販売の方法による新たな同種商品の購入によって、従来の量と合わせると過量な購入量となる場合には、新たに行った購入契約の販売業者がそのことを認識していれば、㋐新たに行った購入契約の解除のみならず、それまでの購入契約も解除できる。また、新たな購入契約の時点で既に過量な同種商品を購入していた場合には、新たに行った購入契約の販売業者がそのことを認識していれば、新たな購入契約単独では過量とならなかったとしても、㋑新たな購入契約を過量販売解除することができる。過量販売解除権の除斥期間は㋒１年であるため、それより前の契約については解除することができない。

⑩ ある日突然事業者が消費者に電話をかけて学習教材の購入について勧誘を行い、消費者が郵送でその契約の申込みを行った場合は、特商法上の㋐電話勧誘販売に該当する。この場合、勧誘が電話ではなく郵送のカタログによる場合には、㋑通信販売に該当することになる。また、電話による勧誘後、当該事業者から消費者の自宅に赴いてその場で契約を締結した場合には㋒訪問販売に該当することになる。

１５．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 消費者がエステティックサロンに出向いて、期間３ヵ月、代金２５万円の痩身施術の契約を個別信用購入あっせん（個別クレジット）契約を利用して締結した事案について、㋐契約書面交付義務はエステティック業者と個別クレジット業者の両方が負うが、㋑痩身施術契約について不実の告知により取消しができる場合でも、個別クレジット契約は取消しができない。㋒個別クレジット契約について、抗弁の対抗を主張できるにとどまる場合には、割賦販売法上の既払金返還請求までは認められない。

② インターネットの出会い系サイトを利用して代金４万円をクレジットカードで決済したが、出会い系サイト業者による詐欺であることが後日判明した。この場合、割賦販売法によれば㋐マンスリークリア方式を利用したときは抗弁の対抗はできない。㋑リボルビング方式を利用した場合は割賦販売法の適用を受けることになるが、㋒リボルビング方式を利用したときでも、決済代行業者

が介在するなど、クレジットカード会社と出会い系サイト業者とが直接加盟店契約を結んでいない場合には抗弁の対抗規定の適用がない。

③ インターネットで商品を購入し代金を決済する場合、あらかじめクレジットカードを発行する方式ではなく、番号やパスワードを決めておいて利用限度額の範囲内で代金後払いの決済をする方式は、㋐支払日が２ヵ月を超える後払いであっても抗弁の対抗規定の適用はないが、㋑リボルビング方式の場合、原則として、利用限度額を増額するときは指定信用情報機関を利用した支払可能見込額調査をする義務が発生し、㋒販売業者に対する苦情が多発したときは加盟店調査義務が発生する。

④ クレジットカードを利用して商品を購入する際、商品購入時はマンスリークリア方式を利用して決済することとし、後日、消費者から申告してリボルビング方式に変更できるカードの場合、㋐マンスリークリア方式のままであれば抗弁の対抗規定の適用はないが、㋑後からリボルビング方式を選択できるカードの利用を認めていた以上、消費者の申告により、支払い方法がリボルビング方式に変更された段階で同法の適用を受け、抗弁の対抗が主張できることとなる。カード会社は㋒このようなクレジットカードについて、支払可能見込額の調査義務はカード発行時に履行しておかなければならない。

⑤ 訪問販売の方法により商品を購入し、代金はカード等を発行せずに、金銭消費貸借形式の申込書を利用して２ヵ月を超える分割後払いとした。支払条件の協議や消費貸借契約の申込書の作成を販売業者が窓口となって商品の販売契約と一体的に進める場合は、㋐割賦販売法上の抗弁の対抗規定の適用を受ける取引であり、与信業者は、㋑貸金業法上の登録とは別に割賦販売法上の登録をする必要があり、㋒販売方法につき同法により調査義務を負う。

⑥ 包括信用購入あっせん（包括クレジット）契約を利用して支払日が２ヵ月を超える後払いで商品を購入したところ、販売業者に債務不履行があったので抗弁の対抗を主張したい。この場合、㋐購入者が営業のためにもしくは営業として契約を締結したものであるときは認められず、㋑インターネットにより、自分からアクセスして商品を購入したときも認められず、㋒取引対象が不動産の場合も認められない。

⑦ 個別信用購入あっせん（個別クレジット）契約を利用して訪問販売の方法により商品を購入する場合、㋐販売業者は割賦販売法により契約書面交付義務を負い、㋑個別クレジット業者は消費者から個別クレジット契約の申込み

を受けたときに申込書面の交付義務を負い、㋒個別クレジット業者は与信審査を承認したのちに契約書面交付義務を負う。

⑧ 信用購入あっせん（クレジット）契約における抗弁の対抗は、㋐店舗販売でクレジットカードを利用したときでも適用され、㋑契約締結後に発生した販売業者の債務不履行を理由とする契約解除でも抗弁事由となり、㋒クレジット契約書面に記載されていない販売業者との特約でも抗弁事由となる。

⑨ 個別信用購入あっせん（個別クレジット）契約を利用して訪問販売の方法で商品を購入した場合、㋐クーリング・オフを行使するときは販売業者に対して通知書を発信すれば、個別クレジット業者にも通知したのと同じ効果が認められ、㋑販売契約を商品の品質に関する不実の告知により取消しできるときは、個別クレジット契約も不実の告知により取消しができ、㋒販売契約について過量販売解除ができるときは個別クレジット契約も過量販売解除が可能である。

⑩ 個別信用購入あっせん（個別クレジット）契約を利用して店舗販売の方法で商品を購入した。この場合、販売業者の退去妨害により消費者が困惑して契約を締結したときは、消費者契約法により販売契約を取り消したうえで、㋐割賦販売法の抗弁の対抗を適用して未払金の支払いを拒絶し得るほか、㋑消費者契約法第５条を活用して個別クレジット契約の取消しを主張することができ、さらに㋒割賦販売法上の与信審査時における調査義務違反が問われ得る。

１６．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。（ただし、オとカは順不同。）

現在の携帯電話サービスの契約は、非常に細かく複雑になっており、消費者が契約内容の全てを正確に把握し理解したうえで契約をすることは、現実的には難しく、国際ローミングなどの高額料金や解約金などのトラブルの原因ともなっている。

しかし、まず、契約・広告で用いる［　ア　］は事業者ごとにまちまちであったが、業者間のガイドラインとして近時整備され、事業者間での統一が図られた。

次に、消費者による契約内容の把握については、以前から、［　**イ**　］および同法の消費者保護ルールに関するガイドラインで、携帯電話事業者（取次・代理の業者も含む。）に対して、料金その他の提供条件の概要について、契約をしようとする消費者への［　**ウ**　］を課している。

携帯電話・ＰＨＳ加入契約数は１億２０００万を超え（平成２２年末）、利用者である消費者は未成年者から高齢者まで幅広く、その［　**エ**　］等も多種多様である。

上記の［　**イ**　］の消費者保護ルールに関するガイドラインでも、消費者のサービスに関する［　**エ**　］等を考慮して説明することなど、事業者の「望ましい対応のあり方」も定めている。

携帯電話事業者が［　**ウ**　］に違反した場合、［　**イ**　］により、監督官庁から［　**オ**　］や［　**カ**　］などの行政上の処分を受ける場合がある。

しかし、［　**イ**　］には［　**ウ**　］違反の場合でも、携帯電話サービスの契約を無効としたり、特定商取引法における［　**キ**　］や契約解除権を認めるような［　**ク**　］の効果が生じる規定はない。

すなわち、携帯電話事業者の［　**ウ**　］違反が認められる場合に、携帯電話サービスの契約は直ちに［　**ケ**　］。

個々の説明の態様や消費者側の事情などに応じ、携帯電話サービスの契約を［　**コ**　］に基づき取り消すことが可能か等を検討することになる。

【　語　群　】

1. 課徴金	2. 業務改善命令	3. 基本料金	4. 時効援用
5. 無効となる	6. 消費者契約法	7. 民事上	8. 本人確認義務
9. クーリング・オフ	10. 無効となるものではない		11. みなし解除
12. 知識・経験	13. プロバイダ責任制限法		14. 刑事罰
15. 登録取消し	16. 電子消費者契約法		17. 電気通信事業法
18. 性別	19. 説明義務		20. 用語

１７．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 製造物責任法は、製造物の欠陥により人の生命、身体または財産にかかる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任を定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とするものである。従って、㋐被害者として保護される対象は消費者に限られ、事業者は保護の対象とされていない。また、同

法における㋑「製造物」には外国製のものも含まれ、㋒「製造業者」には輸入業者も含まれる。

② 製造物責任法における「製造物」とは、㋐製造または加工された動産であり、不動産は含まれない。㋑ただし、医薬品・医療機器については特別法があるので、製造物責任法の対象とはならない。㋒冷蔵庫、自動車などの製品が、たとえ中古品であっても製造物責任法の対象となる。

③ 製造物責任法において賠償責任が認められるためには、㋐欠陥の存在を要件とし、製造業者等に過失がなくても賠償責任が認められる。㋑ただし、被害者の過失を不問に付すというものではなく、被害者に過失がある場合は、過失相殺されることがある。さらに、㋒欠陥と発生した損害との間に因果関係が存在することが必要である。

④ 製造物責任法における「欠陥」とは、㋐当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうが、㋑行政法規等の基準を満たしていれば、通常有すべき安全性があると常に判断される。㋒当該製造物の特性、通常予見される使用形態、当該製造物を引き渡した時期等の事情が欠陥を判断するにあたって考慮される事情となる。

⑤ 欠陥は、設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥に分類される。㋐設計上の欠陥は、設計自体に製品の安全性に問題がある場合であり、㋑製造上の欠陥は、設計には問題はないが、設計どおりの部品を使わなかったり、溶接等に問題があった場合である。㋒指示・警告上の欠陥は、使用者が当該製品を安全に使用するための取扱説明書、警告表示が不十分な場合であるが、製造業者等が十分な指示・警告表示をすれば、設計上ないし製造上の欠陥があっても賠償責任を免れることになる。

⑥ 製造物責任法において「製造業者等」には、㋐当該製品を輸入して国内で販売した業者は含まれないが、現実に当該製造物を製造した業者であれば、㋑当該製造物に自社の会社名を表示しなくても製造業者に該当する。逆に、㋒当該製造物を実際には製造していない業者であっても、当該製造物に商号、商標等を表示した者や、当該製造物の製造業者と誤認させるような表示をした者も製造業者等に該当する。

⑦ 製造物責任法では、当該製造物に欠陥があったとしても、その製造業者等が引き渡したときにおける科学または技術に関する知見によっては、欠陥がある

ことを認識することができなかった場合には、当該製造業者等は賠償責任を免れる規定をおいている。㋐ここでの「科学または技術に関する知見」とは、世界最高水準の科学知識、技術知識等であって、当該製造物を流通に置いた時点で入手可能な総体を意味すると解釈されている。㋑欠陥があることを認識できなかったことの立証責任は当該製造業者等の側が負担する。

⑧ 製造業者等は、引き渡した製造物の欠陥により人の生命、身体または財産を侵害したときは、製造物責任法上の損害賠償責任を負う。㋐その場合に賠償されるべき損害は、財産的損害に限られ、精神的損害である慰謝料を含まない。㋑損害が当該製造物についてのみ生じたときは、製造物責任法上の責任は発生せず、債務不履行責任など民法の適用が検討されることになる。㋒水温が十分に高くならない電気ポットなどのように、安全上の問題でなく、品質や性能上の瑕疵にとどまる場合も製造物責任法上の責任は発生しない。

⑨ 製造物責任法に基づく損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害および賠償義務者を知ったときから３年間行わないときは時効によって消滅する。また、１０年を経過したときも除斥期間の経過で消滅する。１０年の除斥期間の起算点は、原則として、㋐製造業者等が当該製造物を引き渡したときであるが、アスベストによる肺気腫の被害のように、㋑人の身体に長期間にわたって蓄積されていき、一定量以上になると発症する場合は、症状が現れ損害が発生したときであり、㋒一定の潜伏期間が経過したあと発症する潜伏損害の場合も、症状が現れ損害が発生したときから起算する。

１８．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害を防止するため、㋐特定製品の製造および販売を規制するとともに、㋑特定保守製品の適切な保守を促進し、㋒消費生活用製品の欠陥による被害を救済し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。

② 消費生活用製品安全法における「特定製品」や「特別特定製品」は、政令で定めたものに限られ、㋐特定製品は主務大臣が定める技術基準に適合していなければならず、㋑特別特定製品は検査機関による検査を受け、主務大臣が定める技術基準に適合していることを示す証明書の交付を受けなければならない

が、㋒いずれも技術基準に適合していればすべての事業者が製造、輸入することができる。

③ 消費生活用製品安全法における「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、㋐一般消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故、および㋑消費生活用製品が滅失し、またはき損した事故であって、一般消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれのあるものであり、㋒消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものをいう。

④ 消費生活用製品安全法における特定保守製品の製造または輸入の事業を行う者（以下、特定製造事業者等という。）は、㋐特定保守製品を販売するときは、特定製造事業者等に所有者情報を提供するための所有者票を添付し、㋑特定製造事業者等は、所有者から送付されてきた所有者票に基づいて所有者名簿を作成して所有者情報を保管・管理し、㋒特定保守製品の点検期間の始期の到来したときに、書面をもって点検を行うことが必要である旨の事項を通知しなければならない。

⑤ 消費生活用製品の製造または輸入の事業を行う者は、その消費生活用製品について、㋐製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならず、㋑製品事故が生じたことを知ったときは重大な製品事故について内閣総理大臣に対して報告しなければならず、㋒製品事故が発生した場合は、その原因を調査し、当該消費生活用製品の回収等危害の発生を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

⑥ 消費者安全法における「消費者事故等」は、㋐事業者がその事業として供給する商品等や役務の消費者による使用等に伴って生じた事故であって、消費者の生命または身体について、政令で定める要件、すなわち、㋑死亡、治療に要する期間が１日以上であるもの、一酸化炭素中毒等の被害が発生したもの（その事故に係る商品等または役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）と、㋒消費安全性を欠く商品等または役務の消費者による使用等が行われた事態であって、上記の事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものをいう。

⑦ 消費者安全法における「重大事故等」は、㋐消費者事故等における事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件、すなわち、㋑死亡、治療に要する期間が３０日以上の負傷または疾病、内閣府令で定める後遺障害の発生、一酸化炭素中毒等の発生に該当するもの、または、㋒消費者事故等に

おける事態のうち、上記事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものをいう。

⑧ ㋐行政機関の長、都道府県知事、市町村長、国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、㋑直ちに内閣総理大臣に通知しなければならず、㋒消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等による被害が拡大し、または当該消費者事故等と同種もしくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときも、内閣総理大臣に対し通知するものとされている。

⑨ 内閣総理大臣は、㋐商品等または役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（重大消費者被害の発生または拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、㋑重大消費者被害の発生または拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等または役務を供給し、提供し、または利用に供する事業者に対し、㋒当該商品等または役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを直ちに命じることができる。

１９．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 独占禁止法や景品表示法の規制対象者である「事業者」は、市場で商品・サービスを提供する者を意味し、一般の製造販売業者だけでなく、㋐医療サービスを提供する病院や㋑司法サービスを提供する弁護士事務所も事業者に該当する。

②「不当な取引制限」は代表的な独占禁止法違反行為であり、㋐いわゆる入札談合もこれに該当し得る。独占禁止法は米国で「反トラスト法」と呼ばれているとおり、㋑「不当な取引制限」は一般に「トラスト」と称されている。

③ 独占禁止法上問題となる「私的独占」とは、㋐１つの事業者が市場のすべてを独占する場合に限られる。また、㋑「不当な取引制限」とは複数の事業者が市場における競争を制限することである。「不公正な取引方法」には㋒事業者

団体が市場での公正な競争を阻害する場合も含まれる。

④ ㋐景品表示法は独占禁止法の特例法として制定され、不当表示等を「公正な競争を阻害」する点に着目して規制していた。景品表示法の２００９年改正後は、㋑「一般消費者による選択の阻害」自体に着目して規制することとなった。

⑤ 景品表示法は、不当表示と過大な景品提供を禁止している。景品表示法上の㋐「表示」には事業者向けの表示も含まれるが、㋑不当表示として規制できるのは一般消費者向けに行われたものである。一方、㋒過大な景品提供については、事業者向けのものも規制できる。

⑥ 景品表示法上の不当表示である優良誤認（同法第４条第１項１号違反）としては、例えば、㋐中古自動車の走行距離を過少に表示する事例、㋑観光土産品などに見られるいわゆるアゲゾコに関する事例、㋒製品の省エネ効果を過大に表示する事例などがある。

⑦ 具体的な根拠のない比較対照価格を用いた二重価格表示は㋐有利誤認（景品表示法第４条第１項２号違反）として問題となり得る。過去の自店販売価格は、最近相当期間販売実績があれば㋑比較対照価格として使用できるが、㋒将来の自店販売価格は比較対照価格として景品表示法上使用できない。

⑧ 「おとり広告」は景品表示法第４条第１項３号の規定により㋐内閣総理大臣が指定する不当表示である。おとり広告として問題となるのは、㋑実際には販売することができない商品に関する広告表示だけでなく、㋒実際の販売数量が極めて限定されているにもかかわらず、その限定が明示されていない広告表示も含まれる。

⑨ 公正競争規約は、事業者または事業者団体が自主的に設定したルールであるが、㋐消費者庁長官および公正取引委員会が申請に基づき認定したものであるので、㋑規約に参加していない事業者にも適用される。

⑩ 不当表示が行われた場合、景品表示法の規定に基づき、消費者庁長官だけでなく、㋐都道府県知事も不当表示を排除するための指示ができるほか、消費者契約法上の㋑適格消費者団体が不当表示の差止めを請求することもできる。

２０．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

個人情報取扱事業者（以下、事業者という。）による個人情報の利用に関する大原則は、あらかじめ［　ア　］を得なければ、［　イ　］の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないということである。そして、この［　イ　］は、できる限り特定しなければならない。

個人情報保護法は、誰がどのような個人情報を保有しているかということだけでなく、「何のために」保有しているかを明確にさせ、それによって、個人情報の利用の限界を画することとしている。そのため、［　イ　］の特定は、事業者の規制の最も基本的な事柄といえる。情報主体である本人は、［　ウ　］の利用が判明した場合には、当該本人が識別される保有個人データの［　エ　］を求めることができる。

しかし、同法は、［　ア　］を得ずに［　イ　］の達成に必要な範囲を超えて利用できる場合として、４つの例外を設けている。まず、［　オ　］である。次に、人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合であって、［　ア　］を得ることが困難であるとき。そして、［　カ　］の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、［　ア　］を得ることが困難であるとき。最後に、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、［　ア　］を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときである。

しかしながら、事業活動の変化などによって、個人情報を保有する事業者においては、保有している個人情報をそれまでと異なった利用をする必要が生じることが考えられる。そこで、同法において、［　イ　］の変更の規定をおいているが、［　イ　］の変更には、変更前の［　イ　］と［　キ　］を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならないという制限がある。これを超える変更は許されず、変更について［　ア　］を得るか、新たな［　イ　］を示して再び個人情報を取得しない限り、変更後の新たな［　イ　］で個人情報を利用することはできない。

【語　群】

1. 利用の停止	2. 第三者の同意	3. 暴力団追放	4. 法令に基づく場合
5. 目的外	6. 因果関係	7. 公衆衛生	8. 廃棄
9. 利用目的	10. 手数料	11. 本人の同意	12. 概念
13. 相当の関連性		14. 裁判に基づく場合	

２１．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

投資取引のうち、有価証券取引や様々な投資契約、商品以外のデリバティブ取引は［　**ア**　］とそれを準用する法律で規制され、商品デリバティブ取引は［　**イ**　］で規制されている。

投資取引の規制の例としては、リスクの大きい商品デリバティブ取引や個人を相手とする店頭デリバティブ取引など、一定の取引は［　**ウ**　］が禁止されている。そのため、これらの取引では顧客が自発的に選択して注文する［　**エ**　］が主流となる。ＦＸ取引がその例である。

有価証券取引など勧誘が許される取引では、［　**オ**　］、［　**カ**　］、［　**キ**　］などの勧誘ルールが重要である。これを守らない業者は、［　**ア**　］や［　**イ**　］により監督上の処分を受けることがあり、同時に民法に規定する［　**ク**　］となって損害賠償義務を負うことがある。そのほか、［　**カ**　］、［　**キ**　］の違反では［　**ケ**　］により損害賠償義務を負うこともある。

［　**オ**　］とは顧客の意向と［　**コ**　］に合わない勧誘をしてはならないという原則である。意向とは契約をする目的、投資方針などと同様の意味であり意思の内容を指し、［　**コ**　］とは顧客の知識、経験、財産の状況などの客観的なものを指す。［　**カ**　］とは、情報を持つ業者が顧客に金融商品の重要事項（内容、リスクなど）を伝える義務である。単に、パンフレットを読み上げれば足りるものではなく、目の前の顧客に理解できるように伝えることが必要であり、顧客によってその方法が異なることになる。［　**キ**　］とは、不確実な事項について、断定的なことを伝えて勧誘してはならないし、確実であると誤解させるような言い回しで勧誘してもいけないということである。

【語　群】

1. 再勧誘	2. ネット取引	3. 不招請の勧誘	4. 金融商品販売法
5. 適格性原則	6. 証券取引法	7. 金融商品取引法	8. 錯誤
9. 商品先物取引法	10. 商品取引所法	11. 説明義務	12. 実情
13. 不法行為	14. 適合性原則	15. 不実告知禁止	16. 特定商取引法
17. 断定的判断提供等禁止	18. 通信販売	19. 情報提供義務	20. 希望

２２．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 金銭の貸付けにつき、利息制限法の制限金利を超える利息の契約をした場合、㋐それだけで直ちに貸付けの契約自体が無効となるのではなく、制限超過部分の利息の契約が無効となる。判例によれば、弁済すべき元本が残存する場合、支払った制限超過利息は、㋑まず元本に充当され、計算上元本が完済となったのちに支払った金額は、過払金としてその返還を請求できる。高金利の契約によって貸付けの契約自体が無効になる場合については㋒貸金業法等に定めがある。

② 利息制限法は、㋐保証料については一切制限を設けていない。同法は、金銭の貸付契約の債務不履行による賠償額の予定については制限を設けており、㋑制限超過部分の賠償額の予定の契約を無効としているが、その制限の元本に対する割合は㋒利息の制限利率と全く同じではない。

③ 出資法の上限金利を超える利息を㋐契約しただけでは刑事処罰の対象とならないが、これを㋑要求する行為は刑事処罰の対象となり、㋒受け取る行為も刑事処罰の対象となる。

④ 利息制限法の制限金利と出資法の上限金利は完全には一致していないところ、貸金業者が、利息制限法の制限金利を超え、出資法の上限金利以下の金利で貸付けをした場合、㋐行政処分の対象になるが、㋑刑事処罰の対象にはならない。

⑤ 貸金業法における過剰融資規制としてのいわゆる総量規制では、貸金業者は、借り手が個人の場合、㋐顧客の総借入残高が年収の３分の１を超える貸付けをすることが原則として禁止されており、㋑その違反は刑事処罰の対象となるが、㋒借り手が法人の場合にはいわゆる総量規制はない。

⑥ 破産手続において、破産者が換価処分等せずに保有できる財産を自由財産というが、これには、㋐９９万円までの現金、差押禁止財産、破産者が破産手続開始決定後の原因で取得した財産等がある。㋑自由財産以外の財産は換価処分等を求められるが、㋒原則は自由財産でない財産でも、自由財産の範囲を拡張する決定を得て、これを保有することができる場合がある。

⑦ 個人破産で免責許可の申立てがあった場合に、法律上の免責不許可事由がない限り、裁判所は㋐免責許可決定をしなければならない。これに対して、免責不許可事由がある場合には、裁判所は㋑免責不許可決定をしなければならない。

法律上の免責不許可事由としては、㋒浪費やギャンブルなどによって著しく財産を減少させたり、過大な債務を負担した場合などがある。

⑧ 個人破産では、免責許可決定を受けても免責されない債権があり、㋐租税等の請求権、㋑過失による不法行為で他人の財産に損害を与えた場合の損害賠償請求権はその例である。㋒個人再生手続においても、再生計画が認可されても減免の対象にならない債権がある。

⑨ 個人破産で破産手続開始決定を受けた場合には、一定の資格の制限があり、㋐生命保険募集員などはその例である。資格が制限される期間は、㋑破産手続開始決定がなされてから７年間である。㋒個人再生手続では個人破産のような資格の制限はない。

⑩ 個人再生手続は、個人破産に比べて、㋐免責不許可事由がない、㋑住宅資金特別条項を利用して住宅を保持する制度があるなどの利点があるが、㋒再生計画認可決定には全ての債権者の同意を得る必要がある。

論　文　試　験

次のテーマのうち１つを選び、１０００字以上、１２００字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。文字数制限が守られていない場合には、採点の対象外となります。

１．平成１６年６月２日に施行された消費者基本法は、消費者政策の基本理念を「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」にあるとしています。この基本理念が定められた意義とその具体化のために必要な消費者政策のあり方と課題とについて、下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：消費者保護基本法、　消費者の権利、　事業者の責務、
消費者の役割、　消費者庁

２.平成１３年４月１日に消費者契約法が施行されてから、今年で１０年が過ぎたが、消費者契約法に導入されたいわゆる消費者取消権は、民法においては保護されない事例を救済する制度として、大きな意味を持っている。消費者取消権が認められるのはどのような事例か、下記の指定語句をすべて使用しながら具体例を示しつつ、民法との関係において特別規定としての意味を説明しなさい。なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：不実告知、　断定的判断の提供、　不利益事実の不告知
不退去・退去妨害、　重要事項

平成23年度消費生活専門相談員資格認定試験　第一次試験（択一式）解答

1	①	○	②	○	③	×イ	④	×ウ	⑤	×イ	⑥	×ア	⑦	○	⑧	○	⑨	×イ	⑩	×ウ
2	ア	10	イ	16	ウ	4	エ	12	オ	8	カ	7	キ	20	ク	2	ケ	3	コ	15
3	①	×イ	②	×ア	③	×イ	④	○	⑤	○										
4	ア	2	イ	10	ウ	3	エ	7	オ	12	カ	5	キ	4	ク	9	ケ	15	コ	6
5	ア	9	イ	20	ウ	12	エ	4	オ	14	カ	7	キ	18	ク	10	ケ	5	コ	1
6	①	×イ	②	×ア	③	×イ	④	×ウ	⑤	○	⑥	○	⑦	×ウ	⑧	×ア	⑨	○	⑩	×イ
7	ア	7	イ	3	ウ	1	エ	10	オ	9										
8	①	×ア	②	×ウ	③	×ア	④	×ア	⑤	○	⑥	×ウ	⑦	×イ	⑧	×ア	⑨	×イ	⑩	○
9	①	×ア	②	○	③	○	④	○	⑤	×イ	⑥	×ウ	⑦	×イ	⑧	×ウ	⑨	×ア	⑩	○
10	①	×ア	②	○	③	○	④	×ウ	⑤	○										
11	ア	5	イ	20	ウ	19	エ	6	オ	18	カ	13	キ	2	ク	9	ケ	4	コ	1
12	①	○	②	×ウ	③	×ウ	④	×ウ	⑤	○	⑥	○	⑦	×ア	⑧	○	⑨	○	⑩	×イ
13	ア	4	イ	7	ウ	17	エ	12	オ	9	カ	2	キ	18	ク	20	ケ	14	コ	10
14	①	×ウ	②	○	③	×ア	④	×ウ	⑤	×ウ	⑥	×ウ	⑦	×イ	⑧	○	⑨	×ア	⑩	○
15	①	×イ	②	×ウ	③	×ア	④	○	⑤	○	⑥	×イ	⑦	○	⑧	○	⑨	×ア	⑩	×ウ
16	ア	20	イ	17	ウ	19	エ	12	オ	2	カ	15	キ	9	ク	7	ケ	10	コ	6
17	①	×ア	②	×イ	③	○	④	×イ	⑤	×ウ	⑥	×ア	⑦	○	⑧	×ア	⑨	○		
18	①	×ウ	②	×ウ	③	○	④	×ウ	⑤	○	⑥	○	⑦	○	⑧	○	⑨	×ウ		
19	①	○	②	×イ	③	×ア	④	○	⑤	○	⑥	×イ	⑦	×ウ	⑧	○	⑨	×イ	⑩	○
20	ア	11	イ	9	ウ	5	エ	1	オ	4	カ	7	キ	13						
21	ア	7	イ	9	ウ	3	エ	2	オ	14	カ	11	キ	17	ク	13	ケ	4	コ	12
22	①	○	②	×ア	③	×ア	④	○	⑤	×イ	⑥	○	⑦	×イ	⑧	×イ	⑨	×イ	⑩	×ウ